

## 「ぐんま消防団応援の店」事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県内の消防団員の確保を図り、もって地域防災力の充実強化に資するため、群馬県内の消防団員及びその家族（以下「団員等」という。）に対し、サービス等の提供をする店舗等（以下「ぐんま消防団応援の店」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 この事業は、群馬県、公益財団法人群馬県消防協会及び関係市町村が相互に協力し、実施するものとする。

### (ぐんま消防団応援の店に関する基本的な考え方等)

第3条 ぐんま消防団応援の店は、第1条の趣旨に賛同し、自主的にサービス等を提供するものとする。

- 2 この要綱におけるサービス等とは、団員等が受けることができる利用料金や商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算を始めとした各種サービスのことをいう。

### (登録の申請)

第4条 ぐんま消防団応援の店に登録しようとする店舗等は、ぐんま消防団応援の店登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、知事に申請するものとする。

- 2 知事は、前項の申請を受け、その内容が次の各号に該当しないことを確認した場合には、ぐんま消防団応援の店登録台帳（様式第2号。以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

- (1) 宗教活動又は政治活動に関するもの
- (2) 各種法令等に違反しているもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 通信販売又はインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当でないと認めるもの

- 3 知事は、前項の登録を受けた店舗等に対し、その旨を様式第3号により通知するとともに、ぐんま消防団応援の店表示証（以下「表示証」という。）を交付するものとする。

- 4 知事は、ぐんま消防団応援の店の名称、所在地及びサービス等の内容をホームページ等により公表するものとする。

### (表示証の表示)

第5条 ぐんま消防団応援の店は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 店舗等内の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、フリーペーパー、インターネット等に

## より行う映像その他の広告

### (登録の変更)

第6条 ぐんま消防団応援の店は、登録された内容を変更しようとするときは、ぐんま消防団応援の店登録変更申請書（様式第4号）により、変更の1か月前までに、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項に規定する申請があったときは、登録台帳の当該内容を変更するとともに、その旨を様式第5号により当該店舗等に通知するものとする。

### (登録の廃止)

第7条 ぐんま消防団応援の店は、登録を廃止しようとするときは、ぐんま消防団応援の店登録廃止届出書（様式第6号）により、表示証を添えて知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項に規定する届出があったときは、登録台帳から抹消するとともに、その旨を様式第7号により当該店舗等に通知するものとする。

### (登録の取消)

第8条 知事は、ぐんま消防団応援の店が事業を廃止等したとき又は偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、その他ぐんま消防団応援の店としての登録が適当でない事実を覚知したときは、当該登録を取り消すものとし、登録台帳から職権で抹消するとともに、その旨を様式第8号により当該店舗等に通知するものとする。

2 前項の規定により登録を取り消された店舗等は、速やかに表示証を知事に返還しなければならない。

### (団員証等の提示)

第9条 団員等は、ぐんま消防団応援の店から提供されるサービス等を受けようとするときは、団員証を提示しなければならない。

### (全国消防団応援の店への登録)

第10条 店舗等は、第4条の規定に基づきぐんま消防団応援の店の登録の申請をしようとするときは、公益財団法人日本消防協会が推進している「全国消防団応援の店」への登録を申請することができる。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。